

貴自治体名 大府市

懇談日時 10月 25日(火) 午後 1時 00分～ 2時 00分

懇談会場 203 会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2016年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(福祉課)電話(0562-45-6289)FAX(0562-47-3150)福祉課

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
() ない () ある→実施年月 (年 月)
2015年度実績 () 件 () 円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
実施年月、2015年度実績 () ない () ある→実施年月 (2003年 4月)
2015年度実績 () 件 () 円
2015年度実績
(広域連合 232件 東海市 61件 大府市 165件 知多市 0件 東浦町 6件)
(広域連合 2,385,254円 東海市 483,519円 大府市 1,834,235円 知多市 0円 東浦町 67,500円)
- ③特別養護老人ホームの待機者について
1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。
(広域連合 563人 東海市 190人 大府市 159人 知多市 73人 東浦町 141人)
2) 要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。
() 把握していない () 把握している
→(2016年 4月現在)
(広域連合 198人 東海市 60人 大府市 40人 知多市 58人 東浦町 40人)
- ④介護給付費準備基金について
2014年度末の残高(999,945)千円 2015年度末の残高(1,413,236)千円
※決算前の場合は見込額
- ⑤地域包括支援センター設置数(4)カ所 直営(0)カ所、委託(4)カ所
職員配置人数(54)人 正職員(44)人、非正規職員(10)人
地域包括支援センターの設置圏域の基準をご記入ください
- | |
|---------------------------------|
| 1 関係市町ごとの地理的条件、交通事情その他の社会的条件を考慮 |
| 2 小学校区の組み合わせを基本 |
- ⑥施設入所前健康診断費用の助成について () 助成している 2015年度実績 () 件
() 助成していない
- ⑦紙おむつ、衛生用品の費用助成について () 助成している 2015年度実績 (22) 件
() 助成していない
- ⑧介護保険における通院時の院内介助について () 認めている () 認めていない
- ⑨介護保険における入院中のヘルパー派遣について () 認めている () 認めていない
- ⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
() 実施している→実施年月日(2006年4月1日)
2015年度実績
(広域連合 989件 東海市 317件 大府市 195件 知多市 302件 東浦町 175件)
() 検討中である () 実施の予定がない
- ⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
() 実施している→実施年月日(2006年4月1日)
2015年度実績
(広域連合 1,319件 東海市 440件 大府市 313件 知多市 359件 東浦町 207件)
() 検討中である () 実施の予定がない
- ⑫高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
() 実施している→実施年月日(年 月 日) 2015年度実績 () 件
() 検討中である () 実施の予定がない
- ⑬配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○) 実施している () していない () 検討中である
	実施の回数 (週○回昼・夕などと記入)	週 7 日、夕食
	1 日平均利用者数 (2015 年度)	総延べ食事数 (18,695) 食 ÷ 年間配食日数 (365) 日 = 1 日当たり平均 (51) 食
	1 食あたりの助成額	250 円
	1 食あたりの利用者負担額	1 食 300 円～570 円
会食方式	実施の有無	() 実施している (○) していない () 検討中である
	実施の回数 (週○回昼・夕などと記入)	
	1 日平均利用者数 (2015 年度)	総延べ食事数 () 食 ÷ 年間配食日数 () 日 = 1 日当たり平均 () 食
	1 食あたりの助成額	
	1 食あたりの利用者負担額	

⑭ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について

実施の有無	(○) 実施している () していない () 検討中である
対象事業の名称	高齢者軽度生活援助事業
対象者の要件	75 歳以上のひとり暮らしの方、75 歳以上のみの世帯の方
1 カ月平均利用者実数 (2015 年度)	ごみ出しのみの利用者実数は不明

⑮ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○) 助成制度がある () 助成制度はない () 検討中である			
制度内容	(○) 介護保険に上乗せして実施している			
	上乗せの助成額	市民税課税世帯 40 万円 市民税非課税世帯 10 万円	利用者実数 (2015 年度)	66 件
	() 介護保険利用者以外の助成制度がある			
	対象者と、その要件			
	助成額		利用者実数 (2015 年度)	

⑯ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。

ある場合は、支援内容をご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者軽度生活支援事業 (ねこの手サービス)・・・75 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、買い物、ごみ出し、電灯の取替えなどの軽易な日常生活上の援助をします。シルバー人材センターが実施している既存事業に対する自己負担の一部を補助し利用者の負担を軽減します。 ・ 福祉電話貸与事業・・・所得税非課税のひとり暮らし高齢者に電話を設置し、基本料を助成します。 ・ 電話家庭訪問事業・・・福祉電話設置者等に毎週火曜日と金曜日に、電話で安否の確認等を行います。 ・ 緊急通報事業・・・原則、虚弱なひとり暮らし高齢者に緊急時に対応する装置を貸し出し、安否の確認及び緊急時への対応をします。 ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業・・・認知症高齢者が徘徊したときに位置情報を知らせる機器を貸し出します。 ・ おおぶ・あったか見守りネットの配信・・・パソコンや携帯電話の専用ネット登録者に、認知症高齢者の徘徊検索依頼等の情報を提供します。

⑰ 高齢者や障害者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください

い。

地域巡回バス	実施の有無	(○) 実施している () していない () 検討中である	
	地域巡回バスの名称	ふれあいバス	
	利用料	高齢者 < 70 歳以上 > () 円、障害者 () 円 一般 (100) 円、子ども < 小学生以下 > () 円	
	その他特記事項		
	2015年度の運行実績	全乗車人数 177,512 人、高齢者 76,971 人、障がい者 37,418 人、小学生以下 5,380 人	
タクシー代助成	実施の有無	(○) 実施している () していない () 検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2015年度の助成実績
	高齢者		() 人
	障害者		() 人
要介護認定者	要介護 3・4・5 の認定を受けた方に、リフト付福祉タクシー料金の助成券を交付します。 ・交付枚数：1月に2枚(年間最大24枚) ・1枚当たりの助成額：3,670円	(193) 人	

⑯ 宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○) 実施している () していない () 検討中である
実施事業の名称	大府市ふれあいサロン初期活動費補助金
助成対象	3名以上の市民で組織する団体
助成金について	金額 (上限 200,000) 円 → () 年額 () 月額 (○) 1回のみ
助成箇所数	1か所(2015年度)

⑰ 介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2015年度実績)は (240) 枚

2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

() 申請書を送付している → 2015年度 () 件

() 認定書を送付している → 2015年度 () 件

(○) 自動的に送付していない

3) 認定書の発行の条件

() 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

(○) 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

() 医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

() 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

() 次のような方法で判断している ()

2. 国民健康保険 担当課 (保険医療課) 電話 (0562-45-6330) F A X (0562-45-6330) 保医課

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2014年度	2015年度	2016年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (4.8) %	× (4.8) %	× (4.8) %
	資産割	固定資産税額	× (34.0) %	× (34.0) %	× (34.0) %
	均等割	加入者1人につき	25,600円	25,600円	25,600円
	平等割	1世帯につき	29,000円	29,000円	29,000円
1人当たり調定額(平均保険料)			85,889円	85,634円	84,160円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			9,257円	24,399円	5,273円

※2016年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2016年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また資産割がある場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	94,000円	167,100円	230,200円
	介護分	19,800円	35,300円	48,300円
	後期高齢者支援分	20,800円	35,100円	46,300円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	92,700円	148,000円	191,000円
	後期高齢者支援分	20,500円	29,300円	34,300円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	85,400円	128,400円	171,400円
	後期高齢者支援分	18,300円	23,300円	28,300円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

実施していません。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

失業等により所得が前年の2分の1以下に減少(前年所得200万円以下)

④資格証明書 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。()交付していない ()交付している→()世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

()国の基準どおり実施している

()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

()高校生世代以下の子どもがいる世帯

()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

()病弱者のいる世帯

()次の場合は、交付対象から除外している

5)資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

⑤短期保険証 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

1)有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人

・5カ月()人 ・6カ月(425)世帯 ・1年()人 ・その他()

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

前年度以前の国保税に滞納のある世帯

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

()通常の保険証と同じ

()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

- ⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2015年度)
- 1) 差し押さえの基準(法律に基づき実施している。)
 - 2) 分納者への対応(換価可能財産所有者や計画不履行者に対しては実施する場合がある)
 - 3) 予告通知書の発行()件
 - 4) 差押え件数 不動産()件 預貯金()件 生命保険()件(内学資保険()件) その他()件()
 - 5) 競売などによる現金化 (154)件 (約950万)円
- ⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。
※2016年8月1日現在でご記入ください。
- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (62)人
 - 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人
 - 3) その他()
- ⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について
- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
() 実施している () 検討中である () 実施の予定がない
 - 2) 実施している場合、
 - ・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
() 設けている () 検討中である () 設けていない
 - ・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。
() 生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。
() 生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。
() その他()
 - 3) 相談・申請の実績(2015年度)
 - ・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(1)件
 - ・申請件数(0)件・減免件数(0)件 減免金額(0)円
- ⑨高額療養費について
- 1) 申請勧奨
() 自動払いしている () 申請書を送付している () 通知ハガキを送付している
 - 2) 支給件数(2015年度)
 - ・高額療養費支給件数(7,630)件、金額(512,036,676)円
 - ・高額療養費該当者の内、未申請件数()件、金額()円
- ⑩葬祭費について
- 1) 申請勧奨
() 実施していない () 申請書を送付している () 通知ハガキを送付している
() その他()
 - 2) 支給件数(2015年度)
 - ・葬祭費支給件数(94)件、金額(4,700,000)円
 - ・葬祭費支給該当者の内、未申請件数()件、金額()円
- ⑪国保運営協議会について
- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している
 - 2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → (3)人

3. 税の滞納について 担当課(税務課)電話(0562-45-6263)FAX(0562-47-3150) **税務課**

- ①滞納整理マニュアルはありますか () ある () ない
- ②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2015年度)
 - 1) 徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 - 2) 換価の猶予の適用件数(0)件
 - 3) 滞納処分の停止の適用件数(920)件
- ③地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2015年度内に引き継いだ件数)(102)件
- ④地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

- ①担税力があり長期で高額な滞納者
②納付交渉に応じない。または、納付不履行をする者

- ⑤少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか
(○)引き継ぐ ()引き継がない

4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0562-45-6228)FAX(0562-47-3150)福祉課

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について
2015年度相談件数 (168)件、申請件数 (62)件、そのうち保護開始件数 (55)件
②2016年4月現在の受給世帯数と人数 (271)世帯 (355)人

※以下は市のみお答えください

- ③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2015年4月現在	5人	1年 4カ月	0人	54世帯	74人
2016年4月現在	5人	2年 0カ月	0人	54世帯	71人

- ④生活保護窓口等への警察官OBの配置について
警察官OBの配置はありますか ()ある (○)ない
「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください
配置を開始した年月()年()月
その職員が担当している業務()
「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中
計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

- ⑤生活困窮者自立支援のための事業について

- 1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。
(○)自立相談支援事業 (○)直営 ()委託 → 委託先()
(○)住宅確保給付金の支給 (○)直営 ()委託 → 委託先()
()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
()子どもの学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()
()その他(記述:)
2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所

5. 子育て支援策 担当課(児童課)電話(0562-45-6229)FAX(0562-47-3150)

- ①「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- 1)自立支援計画の有無について ()ある()年()月策定) (○)ない 児童課
2)自立支援給付金事業について (○)実施(16年4月実施) ()未実施 児童課
2015年度実績 (1)件 給付額(19,440)円
2016年度予算 (8)件 給付額(3,914,000)円
3)日常生活支援事業について (○)実施(16年4月実施) ()未実施 児童課
2015年度実績 (0)件 給付額(0)円
2016年度予算 (25)件 給付額(394,000)円
4)教育・学習支援について ()実施()年()月実施) (○)未実施 学教課
2015年度実績 ()カ所()人 実施時期()
2016年度予算 ()カ所()人 実施時期()
5)NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について 生涯課
・「無料塾」への支援について ()実施()年()月実施) (○)未実施
2015年度実績 ()カ所()人、2016年度予算 ()カ所()人
支援方法()
・「こども食堂」への支援について ()実施()年()月実施) (○)未実施 福祉課

2015年度実績 ()カ所()人、2016年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

- ②子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。
 (対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など) **保医課**

※2016年9月1日現在、または今後変更を予定している場合は実施時期と内容をご記入ください。

対象年齢、対象者:15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の保護者
 入院・入院外ともに対象
 県内現物、県外償還、所得制限なし

- ③子どもの医療費助成制度で、入院時食事療養費の自己負担部分の助成を **保医課**

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
助成対象者	()子ども医療費助成制度の対象年齢と同じ ()上記と異なる → (具体的に)
患者自己負担額	()無料 ()その他()
助成方法	()現物給付 ()償還払い

- ④就学援助

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。 **学教課**
 (○)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報
 (○)その他(学校便り)

- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.2)倍・金額()円

- 3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- ()就学援助認定基準を引き上げた → 【2015年度 倍 → 2016年度 倍】
 ()何もしていない
 ()その他(下欄にご記入ください)

生活保護基準引き下げによる影響を調査した。

- 4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (1,786,289)円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,705,752)円

- 5)申請書の受付先(○)市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

- 6)民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

- 7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2015年度	2016年度
受給者数	591人	527人
受給割合	7.2%	6.4%
支給額	42,763,000円	45,688,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2016年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 ()償還払い (○)その他

- 9)就学援助の項目について

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ()通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
 (○)日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 (○)その他(中学生までの入院通院費無料、海外派遣事業参加費)

- ⑤学校給食について(2016年度)

- 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。 **学教課**

- (○)食べられている ()未納者には給食支給を停止している ()その他
 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

給食費未納の児童・生徒の保護者に対し就学援助を勧める。
給食費未納の児童・生徒の保護者の承諾を得て、児童手当を給食費に充当する。

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

就学援助費受給対象者への全額補助

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	9校	9校	校	校	校	円
中学校	4校	4校	校	校	校	円

⑥ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2015年度)

児童課

1) 件数(3,433)件 対応職員(3)人、うち専門職(3)人

2) 専門職の職種について ()児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 ()保健師
(3)保育士 ()教員 ()その他()

3) 現状に対する課題

保護者の精神的な疾病や養育能力が低いうえ、キーパーソンとなる人がいない。出産前からの支援が必要であるなど問題が複雑に絡まっているケースの具体的な対応など、困難事例への対応が課題である。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

大府市要保護児童対策地域協議会における会議を定期的で開催し、関係機関との連携を密にしています。
市民や児童福祉・教育に携わる関係者に向けて、児童の健やかな育ちを支えるための講演と公開相談会として、年1回、児童虐待防止シンポジウムを開催しています。

⑦ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

学教課

各学校で基本方針を策定し、学校が組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

⑧ 保育について

1) 国が2月18日に出した、朝夕の保育士配置の緩和、小学校教諭・幼稚園教諭などを保育士と見なす緩和等々の「保育所等における保育士配置に係わる特例について」について、愛知県は条例に盛り込みました。

()積極的に活用する ()活用しない (○)わからない

児童課

その理由(他市町の動向を注視しながら活用の是非を判断していきます。)

2) 待機児童(0)人 (0歳児 0人 1歳児 0人 2歳児 0人 3歳児 0人 4歳児 0人 5歳児 0人) 児童課
利用保留児童(隠れ待機児童)(88)人

(0歳児 24人 1歳児 26人 2歳児 25人 3歳児 7人 4歳児 6人 5歳児 0人)

具体的な解消方法(既存施設の更新に伴う定員増加、民間資本による保育所開設誘致)

6. 高齢者医療など 担当課(保険医療課)電話(0562-45-6330)FAX(0562-45-6330)保医課

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

② 上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療をお持ちの方の精神疾患通院分、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方の全疾患分(精神疾患入院分を除く)、3級で市町村民税非課税の方の全疾患分及び3級で課税の方の精神疾患入院分

③ 2016年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (8,582)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,150)人

内 ひとり暮らし非課税者(0)人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者(24)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(35)人 短期保険証発行人数(4)人
 差し押さえ(2015年度)件数(0)件、金額(0)円

7. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0562-45-6228)FAX(0562-47-3150)福祉課

①訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	126	85	146	21.67
重度訪問介護	4	80	220	123.75
行動援護	18	94	80	22.61
同行援護	4	200	20	12.75

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(218)人 最多支給時間数(80)時間 平均支給時間数(13)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり (○)なし

④計画相談支援の7月利用実績 (338)人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

--

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(15)人(平成 28 年7月 31日現在) ・対昨年同月比(136)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(10)時間

3)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

(○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。

(○)上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・要支援の該当者は、上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳 1 級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護 5 の者(ただし区分変更しても要介護 5 にならない場合は、要介護 4 以下でも検討可能)

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

上乗せ対象者は知的、精神、難病の方とし、身体障がいのみの方は上乗せしない。

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(10)人(平成 28 年 7 月 31 日現在)

訓練等給付支給決定者数(3)人(平成 28 年 7 月 31 日現在)

8. 健診事業 担当課(健康推進課)電話(0562-47-8000)FAX(0562-48-6667)健康課

※2016年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率		
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診			
特定健診	個別・集団	0	可・不可	0	可・不可	55.6%		
がん検診	胃がん	X線	個別・集団		可・不可	1,000	可・不可	14.4%
		内視鏡	個別・集団		可・不可		可・不可	
	大腸がん	個別・集団		可・不可	500	可・不可	21.2%	
	肺がん	個別・集団		可・不可	500	可・不可	58.0%	
	子宮がん	個別・集団	1,000	可・不可	1,000	可・不可	16.4%	
	乳がん(マンモグラフィー)	個別・集団	1,000	可・不可	1,000	可・不可	12.8%	
前立腺がん	個別・集団		可・不可	500	可・不可			
歯周疾患	個別・集団	0	可・不可		可・不可	7.1%		

- ②乳がん検診時の視触診について
 実施している 実施していない
- ③乳がん検診時に超音波検査の実施を
 対象としている【対象年齢 今年度 39 歳以下の方】
 対象としていない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
 実施している → 健診内容 特定健診と同じ 特定健診とは異なる
 実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
 節目年齢に限定せず毎年受けられる 40・50・60・70歳の年に受けられる
 その他(平成29年4月1日までに20、25、30、35、40、50、60、70歳になる方)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。 議事課

※2015年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率の10%引き上げ中止を求める意見書・要望書	なし
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	なし
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	なし
	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	なし
	⑤福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書・要望書	なし
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	なし
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	なし
	②県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書・要望書	なし

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です) 福祉課
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書 福祉課
- ③アンケート【1】1の⑩の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書 福祉課
- ④アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」(昨年と同じ場合は結構です) 税務課
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です) 学教課
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です) 保医課
- ⑦アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2015年9月以降の提出分) 議事課

☆ご協力ありがとうございました